

ことりっぷ Magazine とよかわ広告募集要項

豊川市では、自主財源の確保、観光振興及び地域経済の活性化を図ることを目的として、「豊川市観光ガイドマップ広告取扱要領」を定め、観光パンフレットのことりっぷ Magazine とよかわに掲載する有料広告の募集を行う。

1 募集内容等

(1) 広告の媒体

ことりっぷ Magazine とよかわ A4 サイズ 縦 297mm×横 210mm

(2) 枠数及び掲載料

枠数	4 枠 (1 社につき 1 枠とする)
掲載料 (1 枠につき)	1 回 20,000 円 (税込)

(3) 発行日及び部数

令和 5 年 3 月 24 日 (金)

10,000 部を予定

(4) 配布先

県内及び県外での観光キャンペーン
市町村観光施設等

(5) 募集期間

令和 4 年 11 月 1 日 (火) ~ 令和 4 年 11 月 15 日 (火)

8 時 30 分から 17 時 15 分まで受付 (但し、土曜日と日曜日、祝日を除く)。

なお、期間内に上限に達しなかった場合は随時受付を行う

(6) 募集案内

豊川市ホームページ、広報とよかわ 11 月号

2 広告掲載の条件

(1) 掲載位置

ことりっぷ Magazine とよかわ裏面 (掲載枠の位置については指定不可)。

(2) 掲載規格

① 大きさ

縦 75mm×横 90mm 程度を想定

② 掲載内容

(ア) 画像またはロゴ 1～2 点 (JPEG または PNG)

(イ) 本文テキスト 100 文字以内

③ 画像またはロゴ、文章が市のイメージを損なわないものであること。

(3) 広告の範囲

「豊川市広告掲載要綱」及び「豊川市広告掲載基準」に沿ったものとする。

3 申込等

(1) 申込方法

ことりっぷ Magazine とよかわ広告掲載申込書（様式第 1 号）及び市税等滞納情報照会同意書に必要事項を記入し、署名したものを産業環境部商工観光課まで持参すること。

あわせて、広告原稿用素材（画像・ロゴ、本文テキスト、店舗情報など）と会社案内（会社概要がわかるもの）を添付すること。

(2) 注意事項

「豊川市広告掲載要綱」、「豊川市広告掲載基準」、「豊川市観光ガイドマップ広告取扱要領」など、各種要綱等の内容に同意した上で申込を行うこと。

4 選定等

(1) 選定方法

豊川市広告掲載要綱第 7 条第 1 項に規定する豊川市広告審査委員会により審査を行う。枠数を超える多数の申込があった際は、豊川市観光ガイドマップ広告取扱要領第 8 条に従って決定する。

(2) 結果連絡

選定後、速やかにことりっぷ Magazine とよかわ広告掲載・不掲載決定通知書（様式第 2 号）により通知を行う。

5 広告原稿提出及び掲載料納付期限

(1) 広告原稿提出期限

令和 4 年 12 月 28 日までに広告原稿作成要領により作成した正式な広告原稿をメール添付または USB 等の記憶媒体にて提出すること。なお、記憶媒体にて提出を希望する際は読み込みが可能かどうか協議してから提出すること。

(2) 掲載料納付期限

発行日の 30 日前までに納付すること。

なお、既納された掲載料については、還付不可。(広告主の責めに帰さない事由の場合は除く)

6 掲載までの流れ

日 程	内 容
募集期間	申込み (広告主)
発行日の 80 日前	広告原稿用素材の提出 (広告主)
発行日の 65 日前	広告掲載・不掲載決定通知書、広告掲載料納入通知書の発送 (市)
発行日の 60 日前	広告内容の最終確認 (広告主)
発行日の 30 日前	広告掲載料の納付 (広告主)
発行日	ことりっぷ Magazine とよかわに広告掲載(市)

7 申込等様式

- (1) ことりっぷ Magazine とよかわ広告掲載申込書
- (2) ことりっぷ Magazine とよかわ広告申込内容変更届
- (3) ことりっぷ Magazine とよかわ広告掲載取下届
- (4) ことりっぷ Magazine とよかわ広告掲載料還付請求書
- (5) 市税滞納情報照会同意書

8 要綱等

- (1) 豊川市広告掲載要綱
- (2) 豊川市広告掲載基準
- (3) 豊川市観光ガイドマップ広告取扱要領
- (4) 豊川市観光ガイドマップ広告原稿作成要領

(連絡先)

担当 産業環境部商工観光課観光係

電話 0533-89-2140

FAX 0533-89-2125

E-mail shoko@city.toyokawa.lg.jp